

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年8月21日)

- | | | |
|----|----------------------------|-----------------|
| 1 | 全国知事会議の概要について | 【企画課】・・・1ページ |
| 2 | 第23回関西広域連合委員会の概要について | 【企画課】・・・4ページ |
| 3 | 関西広域連合議会の鳥取県開催について | 【企画課】・・・5ページ |
| 4 | 国出先機関の地方移管に係る動きについて | 【企画課】・・・10ページ |
| 5 | 第2回鳥取県・関西経済連合会懇談会の概要について | 【企画課】・・・16ページ |
| 6 | 次期輸送機C-2及びMV-22オスプレイについて | 【企画課】・・・17ページ |
| 7 | 平成24年度普通交付税（市町村分）の交付額について | 【自治振興課】・・・18ページ |
| 8 | 特急「スーパーはくと」イラスト列車の運行開始について | 【交通政策課】・・・20ページ |
| 9 | 米子ー羽田便の増便期間の延長について | 【交通政策課】・・・25ページ |
| 10 | 東京と本県を結ぶ航空便の利用促進の取組について | 【交通政策課】・・・26ページ |

企 画 部

全国知事会議の概要について

平成24年8月21日
企 画 課

平成24年7月19日（木）及び20日（金）に高松市で開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

近年毎年大きな災害が続発しており、今後、直下型地震や三連動地震などの危険性が指摘される中、安心・安全の確立がわが国の急務であること、また、歴史的な円高やデフレの継続により産業の空洞化に直面し、経済活力や雇用が失われ地域の力がそがれる非常に厳しい事態になっていること、さらに、少子高齢化の進展に伴う社会保障制度の行き詰まりなど、社会環境が危機的な状況にあること、そして、中央政治が混迷を深めている今こそ、この時代を乗り越え、次の時代にしっかりと希望を持つことのできる新しい日本をつくり出すため、「日本再生」をテーマに議論を行い、今後も全国知事会として結束して行動することを確認した。

1 東日本大震災からの復興等

全国知事会が調整している岩手、宮城、福島の前被災3県への都道府県からの応援職員について、効率的な派遣方法や新たな支援策を議論し、災害廃棄物の広域処理や再利用、国の責任による除染の促進など、震災復興に関する国への提言を取りまとめた。

また、防災対策では、大震災を教訓に、南海トラフ地震、首都直下地震などを想定した地震・津波防災対策の充実強化などについて議論し、これらに対応する特別措置法制定などを求める緊急提言を取りまとめた。

さらに、今夏の節電関係では、中長期的な電力の安定供給に向けた道筋を含め新たなエネルギー政策の方向性を早急に示すとともに、たとえ計画停電が実施されたとしても、産業活動や国民生活への影響が最小限に抑えられるよう、国への緊急提言を取りまとめた。

なお、「原子力発電所の安全対策等に対する提言（案）」については、東京電力福島第一原発事故の検証結果を踏まえた原発の安全対策などを議論し、一定の合意を得たが、核燃料の最終処分の問題や、脱原発を検討する際の廃炉技術がない問題など、今後の議論を踏まえて取りまとめることとした。

2 円高・地域経済・雇用対策に関する決議

円高デフレ対策として、中小企業金融円滑化法と同法のスキームによって中小企業の倒産が抑えられていると言う声が多数上がっていることに鑑み、同法の期間延長を求め、防災対策への対応として必要な公共事業の推進を秋口に向けて要望していくこと、雇用対策としての各種の雇用基金が今年度末で終了となることに鑑み、基金の追加交付や継続実施を求めることを国へ要請することとした。

3 地方分権改革の推進

当面の地域主権改革についての国への提言及び義務付け枠付けの第4次見直しに係る地方側からの提案や、地方税財源の確保・充実に係る提言、地域自主戦略交付金等の制度設計に係る提言を取りまとめた。

大都市制度に関しては、地方行政体制特別委員会での検討状況が埼玉県知事から報告され、現在の大阪都構想について具体的に法案化が進んでいることに一定の評価をしつつも、政令指定都市が主張する特別自治区構想については、委員会での検討結果を踏まえ、国等への申入れを行っていくこととした。

4 日本再生デザイン中間とりまとめ

人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化など、大きな構造変化に直面する日本を東日本大震災が襲い、日本は未来への道筋を見いだせないまま、まさに危機に直面している。

このような大きな社会・経済構造の変化や災害リスクに対峙するため、国民の力を結集し、この国の将来の方向性、次世代に向けた新しい成長モデルについて明確なビジョンを描き、日本の再生につなげていくため、今般「日本のグランドデザイン構想会議」で取りまとめた中間報告が了承された。今後、10月を目途に最終の取りまとめを行うこととされた。

5 各政党に対する要請内容 【総合戦略・政権評価特別委員会（平井知事＝委員長）】

日本再生の旗印を明確に打ち出し、知事会、地方団体として、次期総選挙において各党の政策を求めていくため、「日本再生十二箇条」として全国知事会としての要請書を取りまとめた。この要請書により、各党へ直接意見をぶつけ、各党の政権公約に盛り込まれるよう要請を行う。

また、衆議院が解散となった場合に、主要政党と公開の討論会を開催するなどして、議論を深め、最終的に21世紀臨調などと協力して各党の政権公約を評価し、国民の投票に際しての参考となるよう結果公表していく方針とした。

6 拉致問題の早期解決に向けての緊急提言

本年は9月17日に小泉元総理が訪朝してから節目の10年目を迎えること等に鑑み、平井知事が、1000万人署名や、9月2日の全国大会（東京）という動きがある中で、全国知事会が一致結束してこのキャンペーンを後押しし、一致結束した行動を起こす旨を宣言してはどうか、と拉致問題の早期解決について緊急提案し、全会一致で決議した。

7 MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの岩国基地（山口県岩国市）への搬入に対し、関係自治体や住民が懸念している安全性が確認できない状況では受け入れることはできないとする緊急決議を全会一致で採択した。また、決議では、オスプレイの基地への搬入や各地での飛行訓練、沖縄県への配備などの詳細を関係自治体に明らかにするよう求めることとした。

8 その他

今年10月に導入される地球温暖化対策税（環境税）について、二酸化炭素（CO₂）の総量抑制につながる森林吸収源対策にも用途を拡大するよう、国に求める決議を全会一致で採択した。

また、30代を中心に女性がいったん子育てで仕事を辞め、職場で十分にキャリアを発揮できていない、いわゆる「M字カーブ」を解消して経済活性化に結び付けるべきだとする男女共同参画特別委員会の提言も了承した。

昨年から継続して検討されてきた全国知事会の組織の見直しを終了し、大幅に改編されることとなった。

また、平井知事が全国知事会の監事に選任された。

※ 採択した緊急提言など

- (1) 東日本大震災からの復興を促進するための提言
- (2) 地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急提言
- (3) 計画停電に関する緊急提言
- (4) 円高・地域経済・雇用対策に関する決議
- (5) 地域主権改革の推進について ～自立した自治体の創造に向けて～
- (6) 地方税財源の確保・充実等に関する提言 ー当面の課題を中心にー
- (7) 地域自主戦略交付金・沖縄復興一括交付金（地域自主戦略交付金等）の評価と平成25年度の制度設計に向けた提言
- (8) 日本再生デザイン ～分権と多様化による、日本再生～ 中間とりまとめ
- (9) 今後の医療保険制度のあり方に関する決議
- (10) 子ども・子育て支援施策の充実に関する提言
- (11) 日本再生十二箇条 ～国と地方が協力し、この国の未来を創る～
- (12) 拉致問題の早期解決に関する緊急提言
- (13) MV-22 オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議
- (14) 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議

第23回関西広域連合委員会の概要について

平成24年8月21日
企 画 課

平成24年7月26日に開催された第23回関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

1 日時及び場所

日時 平成24年7月26日(木) 午後2時10分～3時20分
場所 東京都内(都道府県会館)

2 会議の概要

(1) 国出先機関対策について

- ・渡会地域主権戦略室次長から、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の概要について説明があった。
- ・政府に対して、法案の閣議決定、国会への早期提出及び今国会での成立を改めて要請した。
- ・平井知事が、中国地方も特定広域連合設立の意思表示を行うことについて報告するとともに、政府が強い意思を持って関連法案を国会へ提出し、成立するよう働きかけるべきと発言した。

(2) 東日本大震災災害廃棄物の広域処理について

- ・古川大阪湾広域臨海環境整備センター副理事長から、尼崎沖及び泉大津沖の両処分場について、7月25日、環境省に対して災害廃棄物の埋立処分に関する安全性の個別評価申請を行ったことの報告があった。
- ・災害廃棄物のうち可燃物の広域処理について、宮城県が新たな自治体へ要請は行わない方針を示したことについて、環境省に正式な見解を求めることとし、その上で、今後の対応について協議することとした。

(3) 今夏の節電対策

- ・大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う今夏の節電目標について、6月の連合委員会で決定した「平成22年度比で10%以上の節電に取り組むこととしつつ、産業活動等については、事業に支障のない範囲で取り組むこととする」を維持することを確認した。
- ・嘉田委員から、節電期間開始後の電力需給状況について、節電の努力により、安定した需給状況が確保できていることなどの報告があった。

(4) 大阪府ドクターヘリの京都府南部への運航拡大に係る基本協定

- ・飯泉委員から、「関西広域救急医療連携計画」に基づき、大阪府ドクターヘリの京都府南部への運航拡大に係る基本協定を締結したことについて報告があった。

関西広域連合議会の鳥取県開催について

平成24年8月21日
企 画 課

鳥取県で開催される関西広域連合議会等について報告します。

1 関西広域連合議会（8月定例会）の開催

○8月23日（木）に、鳥取県で初めて関西広域連合議会（8月定例会）が開催される。

〔日時〕平成24年8月23日（木）、13時～17時（予定）

〔場所〕鳥取県議会議場

○関西広域連合議会は、夏の時期に順次、持ち回りで地方開催することとしており、今回の鳥取県開催は、昨年の徳島県に続き、2回目の地方開催である。

○今回の関西広域連合議会では、次のような案件が予定されている。

・平成23年度決算

・平成24年度補正予算

（政令市加入に伴う人件費負担金及び事務局事務費に係る増額補正を行う。併せて、事業費について、広域観光振興及び広域産業振興に係る増額補正を行う。）

・職員定数条例の一部改正（政令市の加入に伴う職員定数の見直しを行う。） など

○議会翌日（24日（金））には、平井知事が関西広域連合内で山陰海岸ジオパーク推進担当委員を担っていることなどを踏まえ、山陰海岸ジオパークの視察等をしていただくこととしている。

〔視察先〕・鳥取砂丘

・砂の美術館（国際まんが博のメインビジュアル砂像展示）

・浦富海岸島めぐり遊覧

2 関西広域連合委員会の開催

○8月23日（木）には、併せて、関西広域連合委員会も開催される。

〔日時〕平成24年8月23日（木）、11時15分～12時（予定）

〔場所〕とりぎん文化会館（小ホール）

平成24年度補正予算(案)の概要

平成24年8月

1. 歳出予算8月補正の内容

政令市加入に伴う人件費負担金及び事務局事務費の増額補正を行う。あわせて事業費について、広域観光振興費及び広域産業振興費の増額補正を行う。

(歳出)

| 款 | 項 | 目 | 補正額 | 備考 |
|---------------|------------|--------------|--------|---|
| 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 | 30,000 | 政令市加入に伴う派遣職員人件費負担金及び事務費の増額(4市×1名) |
| | | a) 財政調整基金費 | 2,968 | 積立金(繰越金の1/2) |
| 総務費計 | | | 32,968 | |
| 事業費 | 広域文化・観光振興費 | 広域観光・文化振興事業費 | 6,000 | 新) KANSAI 観光 YEAR2013 の実施 広報資料作成費用 4,732 広報資料送付等費用 68 海外観光プロモーション事業の政令市加入による対象人員増による増額(4市×1) 1,200 |
| | 広域産業振興費 | 農業振興総務費 | 300 | 農林水産部発足にかかる初期費用の増額 |
| 事業費計 | | | 6,300 | |
| b) 合計 | | | 39,268 | |
| b)-a) = 事業純増分 | | | 36,300 | |

2. 上記所要額にかかる財源措置

平成23年度決算剰余金(5,937千円)の1/2を地方財政法に基づき、いったん財政調整基金に繰り入れた後、取り崩して活用する(取り崩しは、決算認定後)。

政令市加入に伴い各府県市の負担金を再計算すると、府県はいずれも当初より減額となる(次ページ(3)参照)。

(歳入)

| 款 | 項 | 目 | 補正額 | 備考 |
|---------------|----------|--------------|--------|-----------------------|
| 分担金及び負担金 | 分担金及び負担金 | 負担金 | 30,364 | |
| 繰越金 | 繰越金 | 繰越金 | 5,936 | うち2,968千円は財政調整基金へ積み立て |
| 繰入金 | 基金繰入金 | c) 財政調整基金繰入金 | 2,968 | 財政調整基金からの繰入れ |
| d) 合計 | | | 39,268 | |
| d)-c) = 負担純増分 | | | 36,300 | |

3. 要補正額

(1) 歳出

①政令市からの本部事務局への派遣職員(各1×4)の人件費等

| | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 徳島県 | 大阪市 | 堺市 | 京都市 | 神戸市 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 負担金 | 3,006 | 3,006 | 3,006 | 3,006 | 3,006 | 1,503 | 3,006 | 3,006 | 3,006 | 2,222 | 2,222 | 30,000 |

②広域観光局事業費増額分

| | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 徳島県 | 大阪市 | 堺市 | 京都市 | 神戸市 | 計 |
|-----|-----|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|
| 負担金 | 473 | 1,005 | 1,406 | 1,416 | 440 | 312 | 365 | 265 | 61 | 166 | 91 | 6,000 |

③広域産業振興局(農業)事業費増額分

| | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 徳島県 | 大阪市 | 堺市 | 京都市 | 神戸市 | 計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 負担金 | 18 | 33 | 119 | 66 | 12 | 7 | 9 | 20 | 5 | 6 | 5 | 300 |
| ①+②+③ | 3,497 | 4,044 | 4,531 | 4,488 | 3,458 | 1,822 | 3,380 | 3,291 | 3,072 | 2,394 | 2,318 | 36,300 |

(2) 歳入(平成23年度ドクヘリ分について各府県の増減の差が大きいので8月補正にて精算する)。

①23年度ドクヘリ負担金精算分

| | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 徳島県 | 大阪市 | 堺市 | 京都市 | 神戸市 | 計 |
|------|-----|--------|-----|---------|------|-------|-----|-----|----|-----|-----|-------|
| 要精算額 | | 12,890 | | △10,125 | | 2,341 | | | | | | 5,106 |

②23年度ドクヘリ分を除く精算分(平成23年度剰余金について、負担割合に基づいて案分した。)

| | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 徳島県 | 大阪市 | 堺市 | 京都市 | 神戸市 | 計 |
|------|-----|--------|-----|--------|------|-------|------|-----|----|-----|-----|-------|
| 要精算額 | △58 | 162 | 663 | 320 | △40 | △60 | △157 | | | | | 830 |
| ①+② | △58 | 13,052 | 663 | △9,805 | △40 | 2,281 | △157 | | | | | 5,936 |

(3) 8月補正後負担額

| | | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 徳島県 | 大阪市 | 堺市 | 京都市 | 神戸市 | 合計 |
|-----|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 当初分 | 当初 | 54,287 | 104,392 | 104,338 | 145,147 | 53,329 | 33,956 | 52,011 | | | | | 547,460 |
| | 4市加入ハ ベース (a) | 40,121 | 89,840 | 87,084 | 128,888 | 39,621 | 25,494 | 38,382 | 32,938 | 29,021 | 18,163 | 17,909 | 547,460 |
| | 8月補正※ (b) | 3,556 | △9,007 | 3,869 | 14,294 | 3,499 | △459 | 3,537 | 3,291 | 3,072 | 2,394 | 2,318 | 30,364 |
| | 8月補正後 (a)+(b) | 43,677 | 80,833 | 90,953 | 143,182 | 43,120 | 25,034 | 41,919 | 36,229 | 32,093 | 20,557 | 20,227 | 577,824 |
| | 当初との差 | △10,610 | △23,559 | △13,385 | △1,965 | △10,209 | △8,922 | △10,092 | 36,229 | 32,093 | 20,557 | 20,227 | 30,364 |

※政令市加入に伴い各府県市の負担金を再計算すると、補正増はあるものの、府県はいずれも当初より減額となる

関西広域連合 平成24年度8月補正予算
「KANSAI国際観光YEARの実施」について(案)

広域観光・文化振興局

1 目 的

KANSAIブランドを構築するため、「関西観光・文化振興計画」に基づいて、2013年を「KANSAI国際観光YEAR」と位置付け、官民が連携して、関西の食文化を内外に向けて強力に発信する。

2 事業内容

○関西の食文化（食材・料理・名産品・食関連イベント）の素材収集

- ・四季折々の関西の食材に係る動画等データ
- ・年間（1～12月）を通じた既存イベントデータ

○PRツールの作成

- ・関西広域連合ホームページにYEARページを掲載し、参加団体ホームページにもリンク
- ・業界誌・旅行社向け広報資料（DVD、リーフレット等）の作成

○PR活動の展開

- ・関西広域連合プロモーションほか、参加団体の海外プロモーションでPR
 - ・関西地域振興財団等のファミトリップで海外メディア、旅行社にアピール
 - ・和食の世界遺産登録に向け、関西の和食アピールを大阪・食博と連携して実施
- _____ 部分は連合主体

3 推進体制

実行委員会を組織

- ・参加団体で目的と情報を共有。相互に連携し、各の強みを活かして取り組む
- ・政令市加入でより強力な責任主体となった連合（構成団体）を中心に、関西経済連合会・関西経済同友会、関西6商工会議所、堺・鳥取・徳島商工会議所、新関西国際空港株など

4 補正要求額

PRツール作成経費 4,800千円

| | |
|------------------------------|---------|
| 広報資料作成費用 | 4,732千円 |
| (動画DVD作成、リーフレット作成、ホームページ作成等) | |
| 広報資料送付等費用 | 68千円 |

8月定例会議案（条例関係）の概要

平成24年8月6日

1. 関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案

京都市及び神戸市の加入に伴い、下記（下線部）のとおり職員定数の見直しを行う。

| 区 分 | 現 行 | | 改 正 後 | |
|----------------------------|-----------|----|-----------|---------------------|
| | 定数 | 実員 | 定数 | 摘 要 |
| ① 広域連合長の事務部局 | <u>15</u> | 15 | <u>20</u> | 計画課等の増強（政令市の人員増）を想定 |
| ② 議会の事務部局 | <u>2</u> | 2 | <u>5</u> | 今後の拡充を想定 |
| ③ 選挙管理委員会の事務部局 | 2 | — | 2 | |
| ④ 監査委員の事務部局 | 2 | — | 2 | |
| ⑤ 特定の課題に従事する職員 （国出先PT等） | 10 | 10 | 10 | |
| 計 | <u>31</u> | 27 | <u>39</u> | |

2. 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案

この度、例規類の現況確認を行った結果、条文作成における技術的な誤り等が確認されたので、当該確認結果を踏まえた軽微な修正への対応のため、以下の条例について一括改正（修正）を行う。

| 条 例 名 | 改正理由 |
|--------------------------------------|--|
| ① 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | ・ 障害者自立支援法等の改正に伴い必要となる条ずれ等の是正漏れを修正 |
| ② 関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | ・ 条例作成時の規定の不備を修正 （引用条文誤りの訂正） |
| ③ 関西広域連合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 | ・ 広域連合委員会委員及び副委員等に関する規定の整備漏れを修正 （報酬及び費用弁償の取扱いを明記） |

国出先機関の地方移管に係る動きについて

平成24年8月21日
企 画 課

国出先機関の地方移管に係る最近の動き等について報告します。

1 最近の国の動き

○国出先機関の地方移管に係る特例法案「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、閣議決定に至っていない状況である。

6月 8日 政府の第9回「アクション・プラン」推進委員会（特例法案の概要等が提示された。）

6月12日 民主党地域主権調査会の海江田会長より前原民主党政調会長へ中間報告

7月25日 民主党地域主権調査会の議論再開

2 中国地方における広域連合に係る動き

(1) 国への意思表示（手挙げ）

○8月7日（火）、石井岡山県知事（中国地方知事会長）ほか中国5県関係者が、後藤内閣府副大臣に対し、別添の共同声明「国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について」等を提出し、意思表示（手挙げ）を行った。

○これに対し、後藤副大臣からは、次のような発言があった。

- ・基本的には、共同声明に記載された方向で進めていく。
- ・しかし、特に大規模災害時について市町村が懸念を示している。市町村に対しては、丁寧な説明が必要である。県からもよく説明していただきたい。
- ・民主党内においてもいろいろな意見がある。
- ・人員や財源については、年内に取りまとめ・整理をしたい。
- ・今後開催される「アクション・プラン」推進委員会には、中国地方知事会にも出席していただく。

(2) 検討の状況

○移譲対象機関

- ・経済産業局のほか、地方環境事務所について、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図る。（今後、中四国サミット（10月16日開催予定）で議論・調整を行う見込み。）

○持ち寄り事務

- ・「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」だけでなく、例えば「広域観光」、「広域産業振興」、「中山間地域振興」などについても検討を行う。

3 鳥取県における市町村への説明等の状況

- 6月20日 市長会事務局及び町村会事務局に説明
- 6月26日 町村会の副町長研修会で、副町長等に説明
- 7月 2日 町村会役員会で説明
- 7月 3日 4市（竹内鳥取市長ほか）に説明
- 7月10日 県・市町村行政懇談会（中部ブロック）で知事と市町長とが意見交換
- 7月27日 県・市町村行政懇談会（東部ブロック）で知事と市町長とが意見交換
- 8月28日 県・市町村行政懇談会（西部ブロック）で知事と市町村長とが意見交換（予定）

〈説明等に際し出された主な意見等〉

- ・市町村の意見を十分聞いてほしい。
- ・国から権限移譲を受ける際、広域連合までで留めず、更に県又は市町村に移譲する方が
良いものもあるのではないか。
- ・広域連合における意思決定ルールをしっかりと構築することが必要である。
- ・財源の保障は大丈夫か。
- ・検討している広域連合と道州制との関係はどうか。
- ・地方整備局の地方移管については、災害対応等の観点から全国で慎重な意見が多いので、
慎重に対応していただきたい。 など

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について 【 共同声明 】

国の出先機関の事務・権限の移譲については、6月1日に開催した中国地方知事会議において、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める方針を、別紙のとおり合意し、併せて、特例制度の課題解決に向けた共同アピールを採択した。

我々としては、国の出先機関の地方移管は、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化など、真の分権型社会の実現に大きく寄与する改革とすべきと考えており、地域の実情に応じた政策展開を通じて、住民サービスの向上を図ることを目的として、当面、中国経済産業局の事務・権限の移譲を求める。

このため、今後、受皿となる特定広域連合の設立に向けた準備を鋭意進めるとともに、その他の移譲対象出先機関についても、中国地方の実情を勘案しながら段階的に検討を進めることとする。なお、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図ることとする。

特例制度については、国の関与や人員移管、財源等の課題があることから、政府においては、これらの課題を解決するとともに、出先機関の原則廃止を確実に実行するため、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限の尽力をいただくよう、また、詳細な制度設計に当たっては、地方の意見に十分に耳を傾け、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすることを要請する。

平成24年8月7日

中国地方知事会

| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について
【合意内容】

1 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

2 特定広域連合を設立する場合のイメージ

(1) 設立のねらい

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

(2) 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- 地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

(3) 持ち寄り事務

- 広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

3 今後の進め方

- 合意内容について、各県において議会に説明した上で、国に対して意思表示を行う。

平成24年6月1日

中国地方知事会

| | |
|-------|-------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治 |
| 島根県知事 | 溝口善兵衛 |
| 岡山県知事 | 石井正弘 |
| 広島県知事 | 湯崎英彦 |
| 山口県知事 | 二井関成 |

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について

政府は、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、今通常国会に法案を提出することを目指すとされた。

その後の政府の検討は、遅々として進まず、地方としては改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたところである。

中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、国の検討状況も踏まえながら、広域連合の設立に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、先般、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」やその後示された法案骨子については、我々から見て、国の強い関与や不明確な財源など、いくつかの問題を内包しており、「地域のことは地域で決める」という地域主権改革の本来の趣旨と合致しないものとなるおそれがある。

さらに、移管する業務の範囲の決定については先送りされるとの懸念がある。

政府においては、「一丁目一番地」の政策であるとうたった地域主権改革を成し遂げ、真の分権型社会を実現するため、出先機関の原則廃止を確実に実行するとともに、関係法案の立案や詳細な制度設計に当たっては、我々地方の意見に十分に耳を傾け、地域の実情に応じた国の出先機関の事務・権限の移譲等が行われるよう、次の事項について強く要請する。

1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の政策に関わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、国の考え方を早期に示すこと。

2 執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に関し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くとされているが、特定広域連合の組織については、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすること。

3 区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするとしているが、柔軟な対応が図られるようにすること。

4 効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、移譲の条件とはせず、地方の自主性・主体性に委ねること。

5 移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。なお、移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

6 国の関与等

国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設けるなどとされているが、最小限のものとする。また、移譲事務等に対する事業計画についても、同意が必要な内容は最小限のものとするとともに、同意を得る期間の終期設定を検討すること。

移譲事務等は原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務とするとしても、それは当面の時限的な措置とし、見直しを検討すること。

7 人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものがあるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

8 財源

移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じるとともに、早期に財源フレームを明らかにすること。また、財源措置について不服がある場合は、特定広域連合から内閣総理大臣へ意見書等の提出ができるよう手続の整備を検討すること。

9 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会

| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

第2回鳥取県・関西経済連合会懇談会の概要について

平成24年8月21日
関西本部
企画課

関西経済界と鳥取県、本県経済界、鳥取県産業振興機構及び鳥取環境大学との連携・交流をより一層図るため、次のとおり第2回鳥取県・関西経済連合会懇談会を開催しました。

1 日時及び出席者

- (1) 日時：平成24年7月24日（火）午後3時～4時30分
- (2) 場所：ダイキンアレス青谷
- (3) 出席者：関西経済連合会、鳥取県経済団体、鳥取県産業振興機構、鳥取環境大学、鳥取県

【主な出席者】

関西経済連合会：井上副会長（ダイキン工業（株）代表取締役会長兼CEO）
田辺常務理事・事務局長
鳥取県経済団体：清水会長（鳥取県商工会議所連合会）、井木会長（鳥取県商工会連合会）
米原代表幹事（鳥取県経済同友会（東部地区））
秦野代表幹事（鳥取県経済同友会（西部地区））
公益財団法人鳥取県産業振興機構：金田代表理事理事長
公立大学法人鳥取環境大学：古澤理事長・学長
鳥取県：平井知事、中山企画部長、岡村商工労働部長、米田関西本部長

※第1回鳥取県・関経連懇談会の開催

- 日時：平成22年4月4日（日）
- 場所：ダイキンアレス青谷
- 合意事項

- ・鳥取県・関経連懇談会を定期的で開催すること。
- ・関経連会員企業との鳥取県及び県内企業との交流を図ること。
- ・鳥取県関西本部及び関経連サポーターチームが連携して事業の具体化を図ること。

※関経連サポーターチーム

関経連では、平成20年度から近畿ブロック知事会加入府県との連携を推進するため、各副会長がそれぞれ特定の地域（府県）を担当する「地域別担当副会長制」が導入され、事務局員と一体となって担当府県を応援する「サポーターチーム」が結成された。なお、平成20年度に近畿ブロック知事会に加入した本県は、平成21年度に井上副会長をトップとする「サポーターチーム」が結成された。

2 会議の概要

- (1) 関経連の活動状況の報告
- (2) 鳥取県の概要説明「関西とともに発展する鳥取県」
- (3) 意見交換

【第1回懇談会以降の取組について】

- ・「ロシアビジネスセミナー」の開催（鳥取県内視察会含む。）
- ・「とっとりバイオフィロンティアセミナー」の開催（鳥取県内視察会含む。） など

【県内団体からの主な意見】

- ・関西広域連合構成府県における行政と経済界との連携を強化すること。
- ・関西企業と県内企業との商談会を実施すること。
- ・鳥取環境大学への関西企業経営者等の招致を図ること。
- ・農水畜産物の関西へのビジネス拡大を図ること。

【井上関経連副会長の主な意見】

- ・中央アジア、ヨーロッパ等のビジネスに関しては、日本海側の港はメリットが大きい。
- ・日本海側の港の貿易推進に向けた戦略も大切である。

【平井知事の主な意見】

- ・関西企業と県内企業との商談会の開催を検討すること。
- ・関経連と鳥取環境大学等が連携した人材育成の取組が必要である。
- ・関西企業による境港を活用した貿易の推進が必要である。

3 今後の取組方針

- ・懇談会での意見を踏まえて、鳥取県と関経連が連携して取り組む具体的な項目を整理する。
- ・県内関係団体や関経連と連携した取組に向けた方針や事業実施等を調整する。
- ・実現可能な事業は今年度中途からでも対応するなど、早期の取組に努める。

次期輸送機C-2及びMV-22オスプレイについて

平成24年8月21日
企 画 課

1 次期輸送機C-2について

| | |
|-------|--|
| 7月12日 | 中国四国防衛局地方調整課長に来庁を求め、強度の問題について住民向けに分かりやすい説明を行うよう求めた。 中国四国防衛局からは、より分かりやすい情報を得るよう、再度、防衛本省に照会を行うとの回答を得たので、この情報を入手した段階で、県民に対し情報の提供を行う予定。 |
| 7月26日 | 防衛省に対し自衛隊航空機の安全対策について万全を期すことや、地元（米子市及び境港市）住民が不安を感じないように、本県並びに両市及び地元住民に対し、適時に情報提供、説明等を行うことを要望した。 |

2 美保基地におけるC-2関連の施設整備工事について

7月18日に中国防衛局総務部長及び同調達部長宛に企画部長と県土整備部長との連名で、C-2への機種変更に伴う関連工事及び隣接地区の工事の発注に際する地域評価型総合評価入札方式の継続実施を依頼した。

この結果、8月3日付けで以下の美保基地関連工事が地域評価型で調達公告され、地元企業の受注機会の拡大に繋げることができた。

○美保(24)隊舎改修建築工事 ○美保(24)局舎改修機械工事

(参考) C-2関連の施設整備工事の進捗状況

| 工事名称 | 工事期間 | 内 容 |
|---------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 格納庫建設工事 | 平成24年2月22日 ～ 平成26年3月14日 | 現在、設計を実施中。所要の準備が整い次第、概ね12月頃の工事着手を予定。 |
| 管制塔移設工事 | 平成24年2月23日 ～ 平成25年3月29日 | 現在、躯体工事（1階部分）を施工中。 |
| 飛行場監視レーダー移設工事 | 平成24年3月14日 ～ 平成25年6月28日 | 7月中旬に工事着手したところ。現在、基礎工事を施工中。 |

3 MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に係る防衛省訪問について

7月26日に防衛省を訪問し、ブラウンルートでの飛行訓練の有無等MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する本県の抱く懸念について説明をした。

【防衛省側の主な発言】

- ・オスプレイの安全確保に関する日米協議については、日米合同委員会で、それほど時間をかけずに議論を進めていくことになると思う。
- ・現実には、いわゆる「ブラウンルート」で低空飛行訓練が行われていることは承知している。報告もいただいております、迷惑をかけているところ。
- ・正式な飛行訓練ルートは、環境レビューとは別に米軍が決める。基本的には環境レビューに記載されたルートが前提となると考えているが、いわゆる「ブラウンルート」がオスプレイの飛行訓練ルートになるかどうかは承知していない。
- ・「米国軍用機の飛行訓練が行われることのないよう、米国・米軍に申し入れること」に関しては、外務省サイドの話になると思うが、飛行訓練自体に反対ということになると、日米安保条約上、ハードルが高い。

※ (参考) MV-22オスプレイに関する全国知事会の動き

- 7月19日 MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議 採択
7月23日 MV-22オスプレイの陸揚げについて 会長声明発表

平成24年度普通交付税（市町村分）の交付額について

平成24年8月21日
自治振興課

平成24年度普通交付税（市町村分）が、去る7月24日に閣議報告され、次のとおり交付額が決定されましたので、報告します。

記

1 概要

- 普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は975億円となり、前年度（当初算定）対比で5億円の増となった。全国との対比では、全国の決定総額が0.2%増加したのに対し、本県は0.5%の増となった。
- 団体別では、前年度対比で7団体が増加、12団体が減少した。

- ◇ 普通交付税に係る近年の対前年度増減率 *（）内は全国の市町村分
平成21年度：+2.5%（+5.1%）、平成22年度：+4.7%（+8.6%）
平成23年度：+1.4%（+4.0%）、平成24年度：+0.5%（+0.3%）
- ◇ 本年度の予算計上額との対比（普通交付税+臨時財政対策債発行可能額ベース）
→ 予算割れ団体：倉吉市（原因は、新設費目に係る需要額が見込みを下回ったことなど。）

【県内市町村の主な増減要因】

- 主な増加要因としては、社会福祉費の単位費用の増に伴う需要額の増のほか、評価替えによる固定資産税の減に伴う収入額の減等である。
- 主な減少要因としては、鳥取県西部地震（平成12年）の災害復旧に係る地方債の償還終了による需要額の減等が挙げられる。

2 本県の決定額

（単位：千円、%）

| 区分 | 普通交付税決定額 | | | | 普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額 | | | |
|-----|-------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
| | 24年度 A | 23年度 (当初) B | 増減額 C(=A-B) | 増減率 D(=C/B) | 24年度 E | 23年度 (当初) F | 増減額 G(=E-F) | 増減率 H(=G/F) |
| 市分 | 42,880,476 | 41,968,860 | 911,616 | 2.2% | 50,918,250 | 49,731,945 | 1,186,305 | 2.4% |
| 町村分 | 42,772,244 | 43,233,546 | ▲461,302 | ▲1.1% | 46,603,048 | 47,283,648 | ▲680,600 | ▲1.4% |
| 計 | 85,652,720 | 85,202,406 | 450,314 | 0.5% | 97,521,298 | 97,015,593 | 505,705 | 0.5% |
| 県分 | 134,100,754 | 131,246,227 | 2,854,527 | 2.2% | 162,290,121 | 162,452,641 | ▲162,520 | ▲0.1% |

*臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するための特例地方債（後年度の普通交付税で全額措置）

3 主な団体の増減理由

※ただし、臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度（当初算定）と比較

- ・米子市（5.7%増） 固定資産税の減による基準財政収入額の減等
- ・鳥取市（2.7%増） 鳥取環境大学の公立化による基準財政需要額の増等
- ・江府町（5.2%減） 公債費（過疎対策事業債元利償還金）の減による基準財政需要額の減等
- ・南部町（3.7%減） 公債費（災害復旧費）の減による基準財政需要額の減等

4 普通交付税の交付時期

毎年4、6、9、11月に交付（4、6月分は前年度交付額に基づき概算交付済みである。）

【市町村別普通交付税額】

(単位:千円、%)

| 区分 | 普通交付税決定額 | | | | 普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額 | | | | (参考) 24年度 臨時財政 対策債発 行可能額 |
|------|------------|----------------|-----------|---------|-----------------------|----------------|-----------|---------|--------------------------------------|
| | 24年度 | 23年度 (当初算定) | 増減額 | 増減率 | 24年度 | 23年度 (当初算定) | 増減額 | 増減率 | |
| | A | B | C(=A-B) | D(=C/B) | E | F | G(=E-F) | H(=G/F) | |
| 鳥取市 | 23,455,826 | 22,851,306 | 604,520 | 2.6% | 27,248,185 | 26,531,507 | 716,678 | 2.7% | 3,792,359 |
| 米子市 | 9,114,359 | 8,623,561 | 490,798 | 5.7% | 11,820,043 | 11,177,950 | 642,093 | 5.7% | 2,705,684 |
| 倉吉市 | 7,020,027 | 7,111,901 | △ 91,874 | △1.3% | 7,952,290 | 8,035,151 | △ 82,861 | △1.0% | 932,263 |
| 境港市 | 3,290,264 | 3,382,092 | △ 91,828 | △2.7% | 3,897,732 | 3,987,337 | △ 89,605 | △2.2% | 607,468 |
| 岩美町 | 2,481,312 | 2,459,968 | 21,344 | 0.9% | 2,718,486 | 2,698,771 | 19,715 | 0.7% | 237,174 |
| 若桜町 | 1,686,954 | 1,655,370 | 31,584 | 1.9% | 1,798,746 | 1,776,645 | 22,101 | 1.2% | 111,792 |
| 智頭町 | 2,567,826 | 2,594,798 | △ 26,972 | △1.0% | 2,765,483 | 2,795,060 | △ 29,577 | △1.1% | 197,657 |
| 八頭町 | 5,116,663 | 5,187,280 | △ 70,617 | △1.4% | 5,521,758 | 5,629,219 | △ 107,461 | △1.9% | 405,095 |
| 三朝町 | 2,008,810 | 1,985,307 | 23,503 | 1.2% | 2,190,784 | 2,177,769 | 13,015 | 0.6% | 181,974 |
| 湯梨浜町 | 4,368,071 | 4,456,535 | △ 88,464 | △2.0% | 4,749,635 | 4,872,916 | △ 123,281 | △2.5% | 381,564 |
| 琴浦町 | 3,819,427 | 3,793,816 | 25,611 | 0.7% | 4,218,375 | 4,213,273 | 5,102 | 0.1% | 398,948 |
| 北栄町 | 3,352,105 | 3,303,637 | 48,468 | 1.5% | 3,687,679 | 3,656,681 | 30,998 | 0.8% | 335,574 |
| 日吉津村 | 195,770 | 200,870 | △ 5,100 | △2.5% | 333,004 | 340,310 | △ 7,306 | △2.1% | 137,234 |
| 大山町 | 5,154,116 | 5,237,906 | △ 83,790 | △1.6% | 5,583,804 | 5,692,751 | △ 108,947 | △1.9% | 429,688 |
| 南部町 | 3,023,774 | 3,125,672 | △ 101,898 | △3.3% | 3,286,601 | 3,412,987 | △ 126,386 | △3.7% | 262,827 |
| 伯耆町 | 3,053,344 | 3,144,305 | △ 90,961 | △2.9% | 3,368,837 | 3,475,429 | △ 106,592 | △3.1% | 315,493 |
| 日南町 | 2,982,907 | 3,032,213 | △ 49,306 | △1.6% | 3,163,518 | 3,215,786 | △ 52,268 | △1.6% | 180,611 |
| 日野町 | 1,719,254 | 1,746,019 | △ 26,765 | △1.5% | 1,840,326 | 1,874,181 | △ 33,855 | △1.8% | 121,072 |
| 江府町 | 1,241,911 | 1,309,850 | △ 67,939 | △5.2% | 1,376,012 | 1,451,870 | △ 75,858 | △5.2% | 134,101 |
| 都市計 | 42,880,476 | 41,968,860 | 911,616 | 2.2% | 50,918,250 | 49,731,945 | 1,186,305 | 2.4% | 8,037,774 |
| 町村計 | 42,772,244 | 43,233,546 | △ 461,302 | △1.1% | 46,603,048 | 47,283,648 | △ 680,600 | △1.4% | 3,830,804 |
| 県計 | 85,652,720 | 85,202,406 | 450,314 | 0.5% | 97,521,298 | 97,015,593 | 505,705 | 0.5% | 11,868,578 |

【参考】全国の決定額

(単位:億円、%)

| 区分 | 普通交付税決定額 | | | | 普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額 | | | |
|------|----------|------------------|---------|---------|-----------------------|------------------|---------|---------|
| | 平成24年度 | 平成23年度 (当初算定) | 増減額 | 増減率 | 平成24年度 | 平成23年度 (当初算定) | 増減額 | 増減率 |
| | A | B | C(=A-B) | D(=C/B) | E | F | G(=E-F) | H(=G/F) |
| 市町村分 | 77,141 | 76,938 | 203 | 0.3% | 100,539 | 100,297 | 242 | 0.2% |

特急「スーパーはくと」イラスト列車の運行開始について

平成24年8月21日
交通政策課

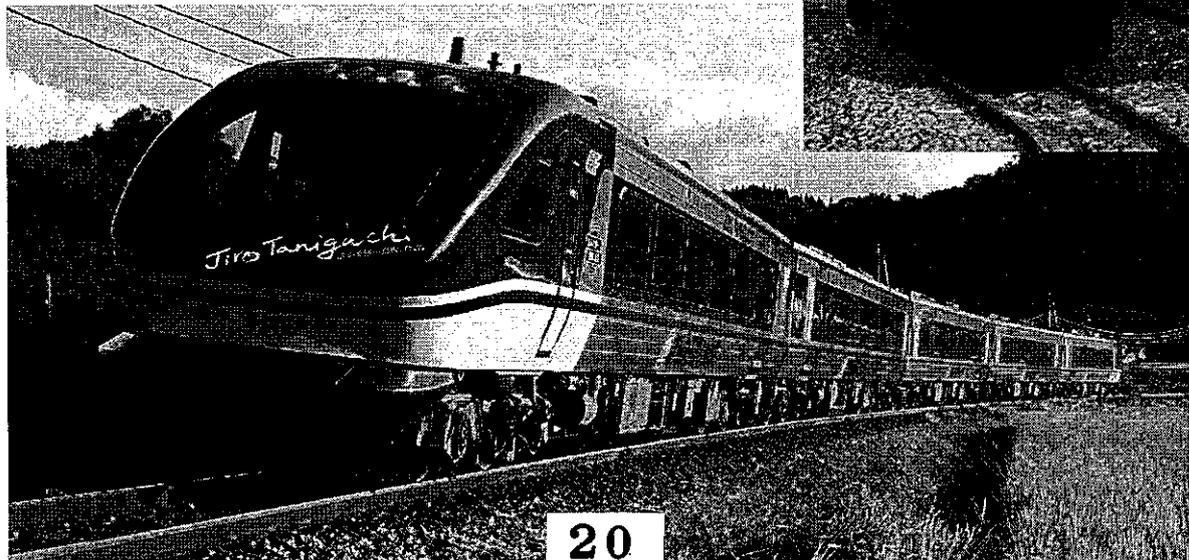
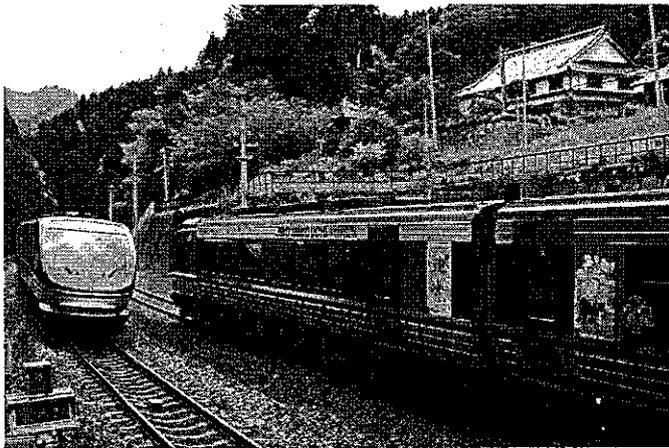
鳥取県、西日本旅客鉄道株式会社及び智頭急行株式会社では、「国際まんが博」の開幕にあわせ、特急「スーパーはくと」の車体に鳥取市出身の漫画家である谷口ジロー氏の作品を装飾したイラスト列車を、8月3日（金）より運行を開始しました。

また、このイラスト列車の運行を記念すると共に、「国際まんが博」をPRするため、下記のとおり始発駅の京都駅で出発イベント、及び鳥取駅で歓迎イベントを開催しました。

記

1 イラスト列車

- (1) 対象列車 特急「スーパーはくと」（5両1編成）
〔※車両運用上、1編成全ての車両が装飾車両にならない場合があります。〕
- (2) 運行期間 平成24年8月3日（金）から約3年間
運行予定は2週間分づつJR西日本のHPで公開します。（智頭急行、まんが王国HPからはJRのHPにリンクを貼ります。）
- (3) デザインの概要
 - ・特急「スーパーはくと」のテーマカラーを活かしながら、鳥取市出身であり、当該列車が登場する『遙かな町へ』の作者である谷口ジロー氏の作品の中から、イラストをポイント的に配置した。
 - ・谷口氏の作品の中でも、鳥取、倉吉など鳥取県の情景を印象づけるイラストを選択した。



2 出発イベント

- (1) 日 時 平成24年8月3日(金) 午後2時30分～53分
(2) 場 所 JR西日本 京都駅 6・7番のりば
(3) 主 催 者 鳥取県、西日本旅客鉄道(株)、智頭急行(株)
(4) 対象列車 スーパーはくと9号(京都(14:51)発 鳥取(17:53)着)
(5) 出席者 ・来賓
京都府副知事 岡西 康博(おかにし やすひろ)様
(株)小学館集英社プロダクション プロデューサー 林 武彦(はやし たけひこ)様
・主催者
鳥取県副知事 藤井 喜臣
智頭急行(株)代表取締役社長 池上 勝治(いけがみ かつじ)
西日本旅客鉄道(株)京都支社次長 千秋 徹弘(ちあき てつひろ)
西日本旅客鉄道(株)京都駅長 江本 出夫(えもと いずお)
- (6) 内 容 谷ロジロー氏のメッセージ披露、PRキャラバン隊バードプリンセスによる「国際まんが博」の紹介、主催者及び来賓によるテープカット、京都駅長と鳥取県及び智頭急行(株)のマスコットキャラクターによる出発合図など



3 歓迎イベント

- (1) 日 時 平成24年8月3日(金) 午後5時45分～6時00分
(2) 場 所 JR西日本 鳥取駅 1・2番のりば
(3) 主 催 者 鳥取県、西日本旅客鉄道(株)、智頭急行(株)
(4) 対象列車 スーパーはくと9号(京都(14:51)発 鳥取(17:53)着)
(5) 出席者 ・来賓
鳥取県議会議長 伊藤 美都夫 様
・主催者
鳥取県知事 平井 伸治
智頭急行(株)代表取締役常務 石川 幸夫(いしかわ ゆきお)
西日本旅客鉄道(株)執行役員米子支社長 横山 佳史(よこやま よしふみ)
- (6) 内 容 バードプリンセスによる歓迎パフォーマンス、国際まんが博等の記念品の配布、主催者及び来賓によるクス玉開披など



基本ロゴ



車体サイドデザイン

5号車



車体ノーズ部サイン

Jiro Taniguchi
 遙かな旅...鳥取、倉吉。

エンブレム

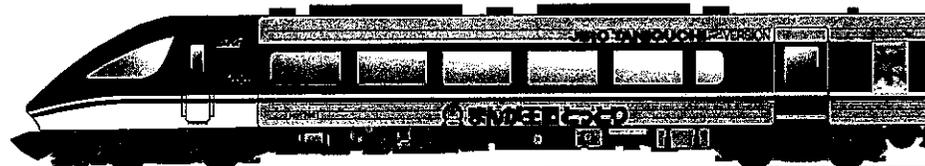


5号車



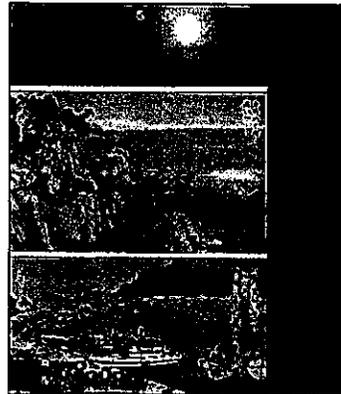
京都方面

5号車



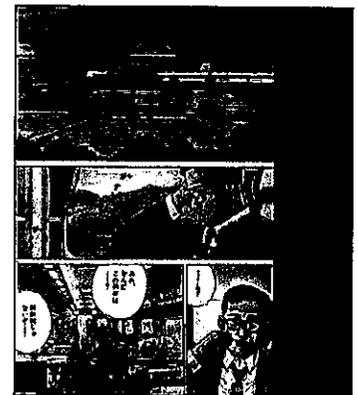
車体サイドデザイン

4号車



車体サイドデザイン

3号車

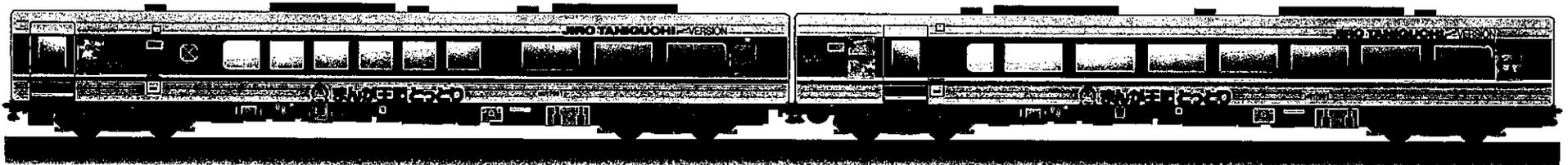


京都方面

4号車

3号車

白吉方面



車体サイドデザイン

2号車



車体サイドデザイン

1号車

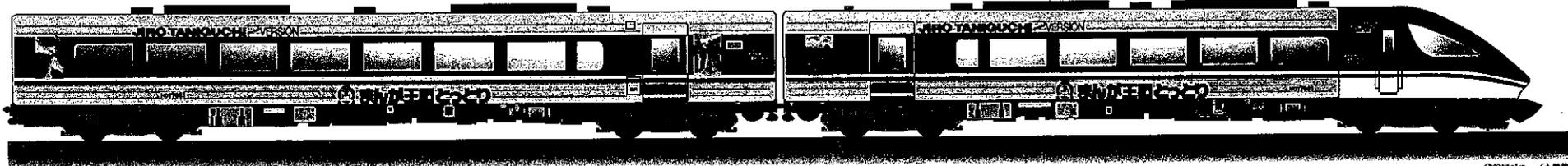


京都方面

2号車

1号車

倉吉方面



米子－羽田便の増便期間の延長について

平成24年8月21日
交通政策課

平成24年7月31日に、知事、米子空港利用促進懇話会会長、鳥取空港の利用を促進する懇話会会長ほかで、全日本空輸株式会社に要望を行った際に、伊東社長から米子－羽田便の増便期間の延長をする方向で調整中であるとの説明がありました。その概要は下記のとおりです。

1 増便期間延長の概要

(1) 期間 (当初予定) 10月1日(月)～10月27日(土)

(延長後) 10月1日(月)～12月12日(水)

(2) 区間 米子鬼太郎空港－羽田空港

(3) 便数 1便増便(1日5便→6便)

(4) 機材・ダイヤ 未定(現在調整中)

【参考】10月1日から10月27日までの増便期間のダイヤ(使用機材はA320:166席)

| 便名 | 羽田発 | 米子着 | 便名 | 米子発 | 羽田発 |
|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 811便 | 06:50 | 08:05 | 812便 | 07:15 | 08:35 |
| 813便 | 09:55 | 11:15 | 814便 | 09:05 | 10:25 |
| 987便 | 12:05 | 13:25 | 816便 | 12:25 | 13:45 |
| 815便 | 14:05 | 15:25 | 988便 | 13:55 | 15:15 |
| 817便 | 18:05 | 19:25 | 818便 | 16:05 | 17:30 |
| 819便 | 20:05 | 21:25 | 820便 | 20:45 | 22:05 |

(羽田発は従来の2便と3便の間、米子発は従来の3便と4便の間)

2 機材大型化について

7月～9月の間、鳥取・米子－羽田便の各一往復(米子鬼太郎空港については8/9～20は2往復)で機材の大型化(B767:270席)が実施されるが、大型化の継続実施についても、あわせて要望を行った。

3 増便等への対応方針

7月～9月の鳥取・米子－羽田便の機材大型化、10月から12月の米子－羽田便の増便の際に利用促進を図ることにより、両路線の搭乗客数を大幅に増加させ、機材大型化の継続と平成25年度に予定されている羽田空港国内線の発着枠拡大に合わせた増便を図ることとしたい。

【参考】

平成24年7月、国土交通省は平成25年の夏ダイヤ(平成25年3月31日～)を目標に羽田発着枠の拡大を行うため、「羽田発着枠配分基準検討小委員会」を設置した。

【具体的な利用促進策】

首都圏で鳥取県への航空路線や観光をはじめとする魅力をPRし、観光誘客による利用促進を図る。

- 機材大型化、増便時期に併せて、ANAとタイアップして行う「うっとり鳥取キャンペーン」を実施(7～10月)→航空路線、観光等のPRに加えて、「まんが王国鳥取」のPRや「国際まんが博」など関連イベントへの誘致を行う。また、秋冬対策をANAと検討中。
- 路線PRイベントを、羽田空港(4、6、8、11、12月)や首都圏の大型ショッピングセンター(6月ほか)などで実施
- 首都圏における交通広告(駅貼ポスター、電車内広告)による観光PR(7～10月)
- 首都圏旅行会社に航空便を利用した旅行商品の造成を働きかけ

東京と本県を結ぶ航空便の利用促進の取組について

平成24年8月21日
東京本部
交通政策課

羽田～鳥取・米子空港便の利用を効率的に促進するため、本県への宿泊旅行者比率が相対的に低い若年女性層に的を絞り、東京で次のような取組を実施しました。

1 「渋谷ヒカリエ」での鳥取県PR

若い女性の関心が高い「美」や「食」における鳥取県の優れた「モノ」を、工芸品や生活デザイン、食材・食事等を通じて立体的に紹介するとともに、航空便を利用すれば東京と本県は意外と近いことをアピールして、そうした良い「モノ」に触れるために鳥取県を訪れるよう誘引する。

○時期：平成24年8月3日（金）～8月31日（金）

○場所：渋谷ヒカリエ（東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号） 8階
「d47食堂」及び「d47デザイン・トラベル・ストア」

*渋谷ヒカリエは、2012年4月に渋谷駅前にオープンした複合商業施設で、低層階は百貨店、中層階は飲食店と劇場・ホール、高層階は事務所スペースとなっている。東京話題のスポットとしてマスコミにも大々的に取り上げられ、多くの女性客で賑わっている。

○PR方法

- ・店内タブロイド紙の「鳥取特集号」の配布（d47食堂、d47デザイン・トラベル・ストア）
鳥取県の旅行案内、「ANA鳥取美人物語 夏」キャンペーン、今回のイベント等について紹介するタブロイド紙（8ページフルカラー）を10,000部作成して来場者に配布。
- ・「鳥取県定食」の提供（d47食堂）
鳥取県の食材や郷土料理による定食（白イカの煮付け、いただき、東郷池シジミ汁 等）
- ・鳥取セレクトコーナーの設置（d47デザイン・トラベル・ストア）
鳥取県の伝統工芸品や加工食品を、産地や作り手を紹介しながら販売。

2 「シティOL夏祭り2012 in 椿山荘」での鳥取県PR

東京のOLが多数参加する本イベントに出展し、今年本県で開催される「国際まんが博」や県下各地の観光スポット、羽田～鳥取・米子便のPRを行うことにより、意外と近くて魅力一杯の鳥取県への誘客を推進する。

*シティOL夏祭りは、OL向けのフリーペーパー「シティリビング」を発行するサンケイリビング新聞社が企画・実施するもので、最近では毎年、都内屈指の広大な庭園を有しホテルも併設する宴会施設「椿山荘」で開催されている。

○時期：平成24年7月31日（火） 17:30～21:30

○場所：椿山荘 PLAZA棟（東京都文京区関口2丁目10番8号）4階

○参加者数：約2,500人

○PR方法：鳥取県ブース（4m×3m）を設置し、次のようなPRを実施。

- ・県産品等（鳥取旅行、三朝ミスト、生姜コンフィチュール 等）が当たる抽選会
- ・「鳥取美人物語」ビデオ上映、トリピーを使ったPR、各種パンフレット配布等

3 首都圏の女性向け雑誌での鳥取県PR

① 「L'ala Pado」(ラーラパド)

- ・8月1日発行号において砂の美術館、鳥取民藝美術館、植田正治写真美術館、三佛寺投入堂、水木しげるロード、はわい温泉等の県内温泉地、岩牡蛎「夏輝」、白いか等を紹介（4ページ）。
- ・「L'ala Pado」は(株)ばどが首都圏の若い女性向けに発行するフリーペーパー。発行部数は約24万部。

② 「OZ magazine」(オズマガジン)

- ・8月10日発売号において砂の美術館、鳥取民藝美術館、因州中井窯、県内の温泉地等を紹介（4ページ）。
- ・「OZ magazine」はスターツ出版(株)が首都圏の若い女性向けに出版。発行部数は約9万部。